

居宅介護支援 重要事項説明書

〈 令和 7 年 4 月 1 日現在 〉

1 事業の概要

(1) 事業者(法人)の名称等

法 人 名	愛希有限会社
代 表 者 氏 名	代表取締役 吉田 光枝
法 人 所 在 地	〒338-0007 埼玉県さいたま市中央区円阿弥 5-8-50
法人設立年月日	平成 15 年 8 月 27 日

(2) 事業所の名称等

事 業 所 名 称	愛 希
指 定 事 業 所 番 号	居宅介護支援 (1 1 7 6 5 0 2 0 7 6)
事 業 所 所 在 地	〒338-0837 さいたま市桜区田島 4-38-3
連 絡 先	(電話) 048-866-6599 (FAX) 048-866-6596
営 業 日	月曜日から金曜日まで (土、日曜日・祝祭日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く)
営 業 時 間	午前 9 時～午後 6 時
通常の事業の実施地域	さいたま市

(3) 事業所の職員体制

管 理 者 【 兼 務 】	主任介護支援専門員(常勤 1 名)
介 護 支 援 専 門 員	常勤 1 名以上

2 提供するサービスの内容等

(1) 提供するサービスの内容

介護保険法に定める介護サービスを提供するに先立って、利用者の心身の状況や日常生活などを把握し、その結果と利用者の希望に基づいて、利用者ができるだけ自立した生活を送ることができるよう、介護サービスを提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、この計画にしたがって、現実に適切かつ滞りなくサービスが提供できるよう、介護サービスを提供する事業者と連絡や調整を行うとともに、これらの経過を継続的に管理する業務をいいます。

(2) 業務の概要

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者や家族との面談により、利用者の心身の状態や日常生活における課題等を把握します。

- ② 把握した課題に基づき、利用者自身や家族の希望を踏まえ、利用者に介護サービスを適切に提供するための計画（居宅サービス計画）を作成し、サービス担当者会議を開催します。
- ③ サービス担当者会議では、各サービス担当者が利用者の状況を把握し、情報を共有します。
- ④ 毎月のサービス内容については、利用者や家族に確認し、利用票の交付をもって同意とします。
- ⑤ 介護サービス提供の状況や、利用者の心身の状態や家族の状況などについて、居宅サービス計画作成後も、継続的に把握し、計画を見直します。
- ⑥ 更新月や必要時にサービス担当者会議を開催するなどの方法で、担当者からの専門的な意見を求めます。
- ⑦ 利用者の要介護（要支援）認定の申請について、必要な援助を行います。
- ⑧ 利用者が介護保険施設等に入所を希望される場合、介護保険施設等に関する情報を提供します。

(3)事業の目的及び運営の方針

事業の目的：

当社が行う居宅介護支援サービスについて、適切な運営を確保し、人員及び管理運営に関する事項を定め、当社従業者が、要介護状態にある利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供します。

運営の方針：

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。
- ② 利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、事業者からの十分な説明と利用者自らの選択に基づき、適切な医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。また、訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスを希望している場合その他必要と認める場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画書を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑤ 介護支援専門員は指定居宅サービス事業所等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ⑥ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施いたします。

3 利用料金

(1) 利用者負担金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので利用者負担はありません。ただし、保険料の滞納等により保険給付金が事業者を支払われない場合、要介護度に応じて規定のお支払いを頂き、事業者からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市町村の介護保険担当窓口提供しますと、全額払い戻しを受けられます。

尚、利用料の詳細は下記の通りです。

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 1086 単位	居宅介護支援費Ⅰ 1411 単位
〃 45 人以上の場合において、45 人以上 60 人未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 544 単位	居宅介護支援費Ⅱ 704 単位
〃 45 人以上の場合において、60 人以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 326 単位	居宅介護支援費Ⅲ 422 単位

※当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 か月以上継続して該当する場合には、算定しません。

※特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者により不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より 200 単位を減額することとなります。

※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

加 算	加 算 額	内 容 ・ 回 数 等
初 回 加 算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援から要介護に移行した場合の計画作成時 要介護状態区分が 2 区分以上変更時の計画作成時

(2) 交通費

通常は実施地域を超えて行う居宅介護支援に要した交通費でもその実費を徴収することはありません。無料となります。

(3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はいただきません。

4 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

(1) 居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志と人格を尊重することにより、常に利用者の立場に立つとともに、提供されるサービスが特定の事業者により偏ることなく、公正中立を原則といたします。利用者は、複数の事業所の紹介を求めること及び当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

- (2) 前 6 か月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の割合及び同一の事業者によって、提供されたものが占める割合を公表しています。

対象期間（前 6 か月間）令和 6 年 9 月 1 日～7 年 2 月 28 日

位置付けられた割合	提供事業者／各サービスの同一の事業者によって 提供された割合		
	1 位	2 位	3 位
訪問介護 %	%	%	%
通所介護 %	%	%	%
福祉用具貸与 %	%	%	%
地域密着型通所介護 %	%	%	%

- (3) 利用者の要介護（要支援）認定の申請等についてお手伝いします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。また、入院時に医療機関が求める利用者の心身又は生活の状況に関する情報のうち、必要と認めるものを利用者の同意を得て、医療機関に書面等にて提供します。
- (5) ハラスメント行為等により、健全な信頼関係を築くことが困難と判断した場合は、サービスの中止や契約の解除をすることもあります。

5 相談、苦情について

当事業所に対する苦情やご相談については、以下の窓口で受け付けております。また、その他苦情、相談窓口でも受け付けております。

【事業者の窓口】	苦情受付担当者 吉田 光枝 (電話) 048-866-6599 受付時間 平日午前 9 時～午後 6 時
【市町村（保険者）の窓口】 さいたま市役所 介護保険課 桜区役所 高齢介護課	(電話) 048-829-1264 (電話) 048-856-6178
埼玉県国民健康保険団体連合会	(電話) 048-824-2568

6 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等へ早急に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

7 虐待の防止について

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生またはその再発を防止するために、以下の必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 吉田 光枝
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知します。
- (5) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束について

当事業所は、原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で以下に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密保持と個人情報保護

- (1) 当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 当事業所及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (3) 当事業所は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

10 業務継続計画の策定等(BCP)

当事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に提供できるよう以下の措置を講じます。

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

11 衛生管理等

当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、以下の措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

居宅介護支援の提供開始にあたり、本書面に基づき、利用者に対して重要な事項を説明しました。

重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
---------------	-------------------------

事業者	所在地	さいたま市桜区田島 4-38-3
	法人名	愛希有限会社
	事業所名	愛 希
	説明者氏名	

私は、居宅介護支援についての重要事項の説明を受けました。

利用者	住 所
	氏 名

代 筆 者	住 所
	氏 名 (続 柄)